



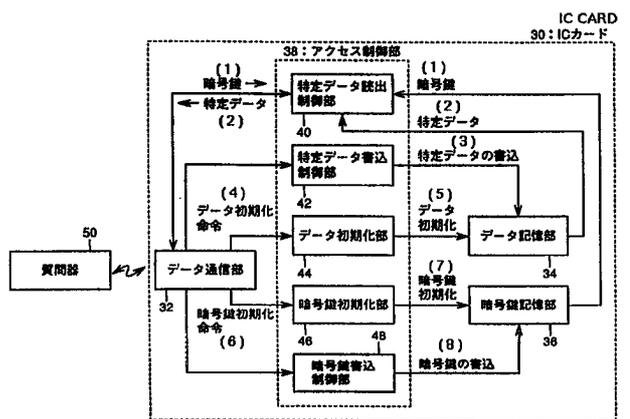
<p>(51) 国際特許分類6 <b>G06K 19/073, 17/00, G06F 12/14</b></p>	<p><b>A1</b></p>	<p>(11) 国際公開番号 <b>WO98/34193</b></p> <p>(43) 国際公開日 1998年8月6日(06.08.98)</p>
<p>(21) 国際出願番号 PCT/JP98/00061</p> <p>(22) 国際出願日 1998年1月9日(09.01.98)</p> <p>(30) 優先権データ 特願平9/16353 1997年1月30日(30.01.97) JP</p> <p>(71) 出願人 (米国を除くすべての指定国について) ローム株式会社(ROHM CO., LTD.)(JP/JP) 〒615 京都府京都市右京区西院溝崎町21番地 Kyoto, (JP)</p> <p>(72) 発明者; および</p> <p>(75) 発明者/出願人 (米国についてのみ) 疋田純一(HIKITA, Junichi)(JP/JP) 生藤義弘(IKEFUJI, Yoshihiro)(JP/JP) 小室豊一(KOMURO, Toyokazu)(JP/JP) 〒615 京都府京都市右京区西院溝崎町21番地 ローム株式会社内 Kyoto, (JP)</p> <p>(74) 代理人 弁理士 深見久郎, 外(FUKAMI, Hisao et al.) 〒530 大阪府大阪市北区南森町2丁目1番29号 住友銀行南森町ビル Osaka, (JP)</p>	<p>(81) 指定国 AU, CA, CN, KR, US, 欧州特許 (AT, BE, CH, DE, DK, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE).</p> <p>添付公開書類 国際調査報告書</p>	

(54)Title: IC CARD AND METHOD OF USING IC CARD

(54)発明の名称 ICカードおよびICカードの使用方法

(57) Abstract

After the initialization, a cipher key writing control unit (48) permits a cipher key memory unit (36) to write a cipher key only once. Similarly, after the initialization, a specific data writing control unit (42) permits a data memory unit (34) to write specific data only once. Thus, the cipher key and the specific data can be written by a person other than the IC card manufacturer after the IC card is manufactured, so that the flexibility in the use of the IC card can be ensured. Further, since it is prohibited to rewrite the written data, false usage of the card can be avoided. Moreover, the IC card manufacturer can initialize the data memory unit (34) and the cipher key memory unit (36) by a data initialization unit (44) and a cipher key initialization unit (46). Therefore, the IC card can be re-used, and the cost of the IC card can be lowered.



- |   |   |
|---|---|
| 32 ... data communication unit            | 50 ... interrogator                       |
| 34 ... data storage unit                  | (1) ... cipher key                        |
| 36 ... cipher key storage unit            | (2) ... specific data                     |
| 38 ... access control unit                | (3) ... specific data writing             |
| 40 ... specific data reading control unit | (4) ... data initialization command       |
| 42 ... specific data writing control unit | (5) ... data initialization               |
| 44 ... data initialization unit           | (6) ... cipher key initialization command |
| 46 ... cipher key initialization unit     | (7) ... cipher key initialization         |
| 48 ... cipher key writing control unit    | (8) ... cipher key writing                |

(57) 要約

暗号鍵書込制御部(48)は、初期化の後、暗号鍵記憶部(36)に対して、1回に限り暗号鍵の書込を許可する。同様に、特定データ書込制御部(42)は、初期化の後、データ記憶部(34)に対して、1回に限り特定データの書込を許可する。このように、ICカード製造後に、ICカード製造業者以外の者が暗号鍵や特定データを書込めるようになっているので、ICカード運用上の柔軟性を確保することができる。また、書込まれたデータの書換は禁止されるので、不正なカードの利用を防止することができる。さらに、ICカード製造業者は、データ初期化部(44)、および暗号鍵初期化部(46)により、データ記憶部(34)、および暗号鍵記憶部(36)を初期化することができる。したがって、ICカードの再利用を行なうことが可能となって、ICカードのコストの低下を図ることができる。

PCTに基づいて公開される国際出願のパンフレット第一頁に掲載されたPCT加盟国を同定するために使用されるコード(参考情報)

AL	アルバニア	FI	フィンランド	LT	リトアニア	SN	セネガル
AM	アルメニア	FR	フランス	LU	ルクセンブルグ	SZ	スワジランド
AT	オーストリア	GA	ガボン	LV	ラトヴィア	TD	チャード
AC	オーストラリア	GB	英国	MC	モナコ	TG	トーゴ
AZ	アゼルバイジャン	GE	グルジア	MD	モルドヴァ	TJ	タジキスタン
BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	GH	ガーナ	MG	マダガスカル	TM	トルクメニスタン
BB	バルバドス	GM	ガンビア	MK	マケドニア旧ユーゴス ラヴィア共和国	TR	トルコ
BE	ベルギー	GN	ギニア			TT	トリニダード・トバゴ
BF	ブルキナ・ファソ	GW	ギニア・ビサウ	ML	マリ	TA	タウライナ
BG	ブルガリア	GR	ギリシャ	MN	モンゴル	UG	ウガンダ
BJ	ベナン	HU	ハンガリー	MR	モーリタニア	US	米国
BR	ブラジル	ID	インドネシア	MW	マラウイ	UZ	ウズベキスタン
BY	ベラルーシ	IE	アイルランド	MX	メキシコ	VN	ヴェトナム
CA	カナダ	IL	イスラエル	NE	ニジェール	YU	ユーゴスラヴィア
CF	中央アフリカ	IS	アイスランド	NL	オランダ	ZW	ジンバブエ
CG	コンゴ共和国	IT	イタリア	NO	ノールウェー		
CH	スイス	JP	日本	NZ	ニュージーランド		
CI	コートジボアール	KE	ケニア	PL	ポーランド		
CM	カメルーン	KG	キルギス	PT	ポルトガル		
CN	中国	KP	北朝鮮	RO	ルーマニア		
CC	キューバ	KR	韓国	RU	ロシア		
CD	コンゴ民主共和国	KZ	カザフスタン	SD	スーダン		
CY	キプロス	LC	セント・ルシア	SE	スウェーデン		
CZ	チェコスロバキア	LI	リヒテンシュタイン	SG	シンガポール		
DE	ドイツ	LK	スリランカ	SI	スロヴェニア		
DK	デンマーク	LR	リベリア	SK	スロバキア		
EE	エストニア	LS	レソト	SL	シエラ・レオネ		
ES	スペイン						

## 明細書

## I CカードおよびI Cカードの使用方法

## 5 技術分野

この発明はI CカードおよびI Cカードの使用方法に関し、特に安全性（セキュリティ）を向上させたI CカードおよびI Cカードの使用方法に関する。

## 背景技術

10 スキー場のリフトや鉄道の自動改札、荷物の自動仕分けなどに、非接触型のI Cカードを用いた通信システムが用いられる。従来の非接触型のI Cカードの一例を第16図に示す。第16図に示すI Cカード2は、1コイル型のI Cカードであり、アンテナとして用いられるコイル4、コンデンサC1、C2、およびI Cチップ8を備えている。

15 コンデンサC1、C2、およびI Cチップ8は、フィルム状の合成樹脂基板に実装されている。コンデンサC1、C2、およびI Cチップ8を実装した基板を、タブ（tab: tape automated bonding）10という。

第17A図に、第16図のI Cカード2のS1-S1断面図を示す。合成樹脂のコア部材12が1対の表層材14、16に挟まれている。コア部材12に設けられた空洞部18内において露出した表層材14に、コンデンサC1、C2、およびI Cチップ8を実装したタブ10が固定されている。タブ10とI Cチップ8との接合部は、エポキシ樹脂などの封止材9で被覆されている。

コイル4は、表層材14とコア部材12との間に配置されている。コイル4とタブ10とは、ワイヤ20により接続されている。

25 第17B図に、I Cカード2の回路図を示す。I Cカード2は、リーダ/ライタ（質問器であり、図示しない）から送られる電磁波を、コイル4およびコンデンサC1により構成される共振回路22で受け、これを電力源とする。なお、コンデンサC2は、電力平滑用のコンデンサである。

また、該電磁波に重畳して送られる情報をI Cチップ8に設けられた制御部

(図示せず) が解読し、ICチップ8に設けられた不揮発性メモリ (図示せず) の内容を書換えたり、リーダ/ライタに返答を行ったりする。返答は、共振回路22のインピーダンスを変化させることにより行なう。リーダ/ライタは、ICカード2側の共振回路22のインピーダンス変化に基づく自己の共振回路 (図示せず) のインピーダンスの変化 (インピーダンス反射) を検出することにより返答内容を知る。

このように、ICカード2を用いれば、カード内に電源を必要とせずかつ非接触でデータの授受を行なうことができる。

しかしながら、上述のような従来のICカードを用いた通信システムは、次のような問題点があった。従来のICカードを用いた通信システムにおいては、リーダ/ライタとICカードとの間の通信データを暗号化することで、安全性 (セキュリティ) を担保しようとしていた。しかしながら、暗号を解読すればデータの解読、書換が可能となるため、暗号化のみではシステムの安全性を確保することが困難となる。

一方、使用済のICカードのデータの書換を一切不能とすることにより、使用済のICカードの不正な再生を防止する方法もある。しかし、これでは、ICカードのリサイクルができなくなり、ICカードのコストが上昇する。

この発明は、このような問題点を解決し、安全性が高くコストの低いICカードおよびICカードの使用方法を提供することをその目的としている。

## 発明の開示

上記目的を達成するためこの発明のある局面に従うと、ICカードは、質問器との間でデータの通信を行なうデータ通信部と、データを記憶するデータ記憶部と、データ通信部から得られたデータに基づいて、データ記憶部へのアクセスを制御するアクセス制御部とを有するICカードであって、アクセス制御部は、データ通信部から得られた所定のデータ初期化命令に基づいて、データ記憶部を初期化するデータ初期化部と、データ初期化部により初期化された、データ記憶部に対し、カード運用上の所定の特定データを1回に限り書込むことができるよう制御する特定データ書込制御部とを備える。

この発明によると I C カードは、所定のデータ初期化命令に基づいてデータ記憶部を初期化し、初期化されたデータ記憶部に対しカード運用上の所定の特定データを 1 回に限り書込むことができることを特徴とする。

5 したがって、データ記憶部に一旦書込まれた特定データは、データ記憶部を初期化しない限り書換えることはできない。さらに、データ記憶部を初期化することができるのは、所定のデータ初期化命令を知っている者のみである。このため、特定データを書込むことができる者と、データ記憶部を初期化することができる者とを分離すれば、特定データの不正な書換をほぼ阻止することができる。すなわち、カードの安全性を向上させることができる。

10 また、不正な書換を阻止しつつカードを初期化することができるので、カードのリサイクルが可能となる。このため、カードのコストを低減させることができる。

さらに好ましくはその I C カードは、データ記憶部に記憶された特定データにアクセスするための暗号鍵を記憶する暗号鍵記憶部をさらに備え、アクセス制御部は、暗号鍵が入力された場合にのみ、特定データを読出すことができるよう制御する特定データ読出制御部をさらに備える。

この発明によると I C カードは、データ記憶部に記憶された特定データにアクセスするための暗号鍵を記憶する暗号鍵記憶部をさらに設け、暗号鍵が入力された場合にのみ、当該特定データを読出すことができることを特徴とする。

20 したがって、特定データを読出すことができるのは、その特定データについての暗号鍵を知っている者のみである。このため、この暗号鍵を秘密にすることにより、特定データの漏洩を防止することができる。すなわち、カードの安全性がさらに向上する。

さらに好ましくは、特定データ書込制御部は、暗号鍵が入力された場合にのみ、データ初期化部により初期化された、データ記憶部に対し、特定データを 1 回に限り書込むことができるよう制御することを特徴とする。

この発明によると I C カードは、暗号鍵が入力された場合にのみ、初期化されたデータ記憶部に対し特定データを 1 回に限り書込むことができることを特徴とする。

したがって、特定データを書込むことができるのは、その特定データについての暗号鍵を知っている者のみである。このため、この暗号鍵を秘密にすることにより、所定の者以外による特定データの書込を防止することができる。

5 さらに好ましくは、アクセス制御部は、データ通信部から得られた所定の暗号鍵初期化命令に基づいて、暗号鍵記憶部を初期化する暗号鍵初期化部と、暗号鍵初期化部により初期化された、暗号鍵記憶部に対し暗号鍵を1回に限り書込むことができるよう制御する暗号鍵書込制御部とをさらに備える。

この発明によるとICカードは、所定の暗号鍵初期化命令に基づいて、暗号鍵記憶部を初期化し、初期化された暗号鍵記憶部に対し暗号鍵を1回に限り書込むことができることを特徴とする。

10 したがって、暗号鍵記憶部に一旦書込まれた暗号鍵は、暗号鍵記憶部を初期化しない限り書換えることはできない。さらに、暗号鍵記憶部を初期化することができるのは、所定の暗号鍵初期化命令を知っている者のみである。このため、暗号鍵を書込むことができる者と、暗号鍵記憶部を初期化することができる者とを分離すれば、暗号鍵の不正な書換をほぼ防止することができる。すなわち、カードの安全性が一層向上する。

また、不正な書換を阻止しつつカードを初期化することができるので、カードのリサイクルが可能となる。このため、カードのコストを低減することができる。

20 さらに好ましくは、ICカードは暗号鍵記憶部に対し暗号鍵を1回に限り書込むことができるよう構成される。

この発明によると、一旦書込まれた暗号鍵は、消去することができない。このため、暗号鍵を書換えることによるカードの不正使用を防止することができる。

さらに好ましくは、データ記憶部は特定データに対応したフラグを記憶することができ、データ初期化部は、データ初期化命令に従って前記フラグを書込可能状態に初期化し、特定データ書込制御部は、フラグが書込可能状態である場合にのみ特定データをデータ記憶部に書込むことができるよう制御し、データ記憶部  
25 に対し特定データが書込まれたときに、フラグを書込不能状態にすることを特徴とする。

この発明によるとICカードは、特定データに対応したフラグを設け、初期化

命令に従って少なくとも各フラグを書込可能状態に初期化し、当該フラグが書込可能状態である場合にのみ特定データをデータ記憶部に書込むことができるようにし、データ記憶部に対し特定データが書込まれたときに、当該フラグを書込不能状態にすることを特徴とする。

- 5       したがって、特定データに対応したフラグを操作するだけで、データ記憶部を初期化したり、特定データの書換を禁止したりすることができる。このため、容易にカードの安全性を向上させることができ、カードのコストを低減することができる。

- 10       さらに好ましくは、データ記憶部は、読出および書換回数に制限のない開放データをも記憶することができることを特徴とする。

この発明によると、機密性をあまり要求されないデータをも記憶することができる。

- 15       さらに好ましくは暗号鍵記憶部は、データ記憶部に記憶された開放データにアクセスするための暗号鍵を記憶し、アクセス制御部は、開放データにアクセスするための暗号鍵が入力された場合にのみ、開放データを書換えることができるよう制御することを特徴とする。

この発明によるとICカードは、データ記憶部に記憶された開放データにアクセスするための暗号鍵を記憶し、当該暗号鍵が入力された場合にのみ、開放データを書換えることができる。

- 20       したがって、開放データを書換えることができるのは、その開放データについての暗号鍵を知っている者のみである。このため、この暗号鍵を秘密にすることにより、所定の者以外による開放データの書換を防止することができる。

- 25       さらに好ましくは、データ初期化命令は、所定の方法で暗号化されたデータであり、データ初期化部は、暗号化されたデータをデータ初期化命令と認識した場合にのみデータ記憶部を初期化することを特徴とする。

この発明によるとICカードのデータ初期化命令は、所定の方法で暗号化されたデータであり、暗号化されたデータをデータ初期化命令と認識した場合にのみデータ記憶部は初期化される。

したがって、所定の方法で暗号化されたデータを知っている者のみが、データ

記憶部を初期化することができる。すなわち、暗号化という比較的簡単な方法を用いて、カードの安全性を向上させることができ、カードのコストを削減することができる。

5 さらに好ましくはデータ通信部は、質問器との間で電磁波を介して電氣的に非接触にデータの通信を行なうことを特徴とする。

この発明によると、いわゆる非接触型のICカードにおいて、カードの安全性を向上させることができ、カードのコストを低減することができる。

10 さらに好ましくはデータ初期化命令は所定の周波数を有するデータであり、データ初期化部は、所定の周波数を有するデータをデータ初期化命令と認識した場合にのみデータ記憶部を初期化することを特徴とする。

この発明によると、所定の周波数を有するデータを与えることができる者のみが、データ記憶部を初期化することができる。すなわち、所定の者以外の者によるデータ記憶部の初期化が一層困難になる。

15 さらに好ましくは、データ通信部は、質問器との間で、電氣的に接触してデータの通信を行なうことを特徴とする。

この発明によると、いわゆる接触型のICカードにおいてカードの安全性を向上させることができ、カードのコストを低減することができる。

20 この発明の他の局面に従うとICカードの使用方法は、質問器との間でデータの通信を行なうとともにデータを記憶するICカードの使用方法であって、所定の初期化条件が整った場合にのみ、ICカードの初期化を行ない得るようにするとともに、初期化されたICカードに対し、所定の特定データを1回に限り書込み得るようにし、初期化を行なう者と特定データを書込む者とを分離するようにしたことを特徴とする。

25 この発明によると、ICカードに一旦書込まれた特定データは、ICカードを初期化しない限り書換えることはできない。さらに、ICカードを初期化することができるのは、所定の初期化条件を知っている者のみである。また、初期化を行なう者と特定データを書込む者とを分離している。このため、特定データの不正な書換をほぼ阻止することができる。すなわち、カードを運用する際の安全性が向上する。

また、不正な書換を阻止しつつカードを初期化することができるので、カードのリサイクルが可能となる。このため、カードを運用する際のコストを低減することができる。

5 さらに好ましくは、初期化を行なう者はICカードの製造者であり、特定データを書込む者は、質問器の製造者およびICカードの運用者であり、質問器の製造者およびICカードの運用者は、初期化されたICカードに対し、それぞれ所定の特定データを1回に限り書込むことができ、ICカードの製造者、質問器の製造者およびICカードの運用者をそれぞれ分離するようにしたことを特徴とする。

10 この発明によると、初期化を行なうICカードの製造者、特定データを書込む質問器の製造者、およびICカードの運用者の三者を分離することで、カードを運用する際の機密保持に対する安全性をより向上させることができる。

さらに好ましくは、ICカードに特定データにアクセスするための暗号鍵を記憶させ、暗号鍵が質問器から与えられた場合にのみ、特定データを読出すことができるようにしたことを特徴とする。

15 この発明によると、特定データを読出すことができるのは、その特定データについての暗号鍵を知っている者のみである。このため、その暗号鍵を秘密にすることにより、特定データの漏洩を防止することができる。すなわち、カードを運用する際の安全性がさらに向上する。

20

#### 図面の簡単な説明

第1図は、この発明の第1の実施の形態におけるICカードの全体構成を示す図である。

25 第2図は、第1図の各機能をCPUを用いて実現した場合のハードウェア構成を示す図である。

第3図は、ICカード30の運用時における不揮発性メモリ78の内容を示す図である。

第4図は、データ転送の処理を示すフローチャートである。

第5図は、データ書換の処理を示すフローチャートである。

第 6 図は、初期化処理を示すフローチャートである。

第 7 図は、初期化された I C カードの不揮発性メモリ 7 8 の内容を示す図である。

第 8 図は、暗号鍵の書込処理を示すフローチャートである。

5 第 9 図は、暗号鍵を書込んだ後の不揮発性メモリ 7 8 の内容を示す図である。

第 1 0 図は、特定データの書込処理を示すフローチャートである。

第 1 1 図は、特定データを書込んだ後の不揮発性メモリ 7 8 の内容を示す図である。

10 第 1 2 図は、この発明による I C カードの利用および再利用状況を示す図である。

第 1 3 A および第 1 3 B 図は、本発明の第 2 の実施の形態において、暗号鍵を E P R O M 1 0 0 に記憶した場合を示す図である。

第 1 4 図は、本発明の第 2 の実施の形態において、暗号鍵 ( I ) のための比較器 1 1 4 を設けた場合を示す図である。

15 第 1 5 図は、本発明の第 3 の実施の形態において、初期化のための検出回路 1 2 2 を設けた場合を示す図である。

第 1 6 図は、従来の非接触型の I C カードの一例を示す図である。

第 1 7 A および第 1 7 B 図は、第 1 6 図における S 1 - S 1 断面を示す図、および I C カード 2 の回路図である。

20

発明を実施するための最良の形態

本発明をより詳細に説明するために、添付の図面に従ってこれを説明する。

[第 1 の実施の形態]

25 第 1 図は、この発明の第 1 の実施の形態における I C カード 3 0 の全体構成を示すブロック図である。I C カード 3 0 は、1 コイル型の I C カードであり、スキー場のリフトや鉄道の自動改札、荷物の自動仕分けなどに用いることができる。

I C カード 3 0 は、データ通信部 3 2 と、データ記憶部 3 4 と、暗号鍵記憶部 3 6 と、アクセス制御部 3 8 とを備えている。データ通信部 3 2 は、質問器 5 0 との間でデータの通信を行なう。データ記憶部 3 4 は、データを記憶する。暗号

鍵記憶部 3 6 は、データ記憶部 3 4 に記憶された特定データにアクセスするための暗号鍵を記憶する。

アクセス制御部 3 8 は、データ通信部 3 2 から得られたデータに基づいて、データ記憶部 3 4、および暗号鍵記憶部 3 6 へのアクセスを制御する。アクセス制御部 3 8 は、特定データ読出制御部 4 0 と、特定データ書込制御部 4 2 と、データ初期化部 4 4 と、暗号鍵初期化部 4 6 と、暗号鍵書込制御部 4 8 とを備えている。

質問器 5 0 からデータ初期化命令および暗号鍵初期化命令が与えられると、データ通信部 3 2 はこれを受信する。データ初期化部 4 4 は、データ初期化命令を受けて、データ記憶部 3 4 の記憶内容を初期化する。また、暗号鍵初期化部 4 6 は、暗号鍵初期化命令を受けて、暗号鍵記憶部 3 6 に記憶された暗号鍵を初期化する。このように初期化された状態でこの IC カード 3 0 は、カードを使用・運用する事業者に渡される。

カードを運用する事業者は、質問器 5 0 から IC カード 3 0 に対して暗号鍵を書込むようにする。この暗号鍵は、データ通信部 3 2 を介して、暗号鍵書込制御部 4 8 に与えられる。暗号鍵書込制御部 4 8 は、暗号鍵記憶部 3 6 に対して、この暗号鍵の書込を行なうように制御する。なお、暗号鍵書込制御部 4 8 は、上記のような暗号鍵の書込を 1 回に限り許可するように制御する。したがって、カードを運用する事業者以外の者が、この暗号鍵を書換えることはできないようになっている。

カードを運用する事業者は、さらに質問器 5 0 から IC カード 3 0 に対して特定データを書込むようにする。この特定データは、データ通信部 3 2 を介して、特定データ書込制御部 4 2 に与えられる。特定データ書込制御部 4 2 は、データ記憶部 3 4 に対して、この特定データの書込を行なうように制御する。なお、特定データ書込制御部 4 2 は、上記のような特定データの書込を 1 回に限り許可するように制御する。したがって、カードを運用する事業者以外の者が、この特定データを書換えることはできないようになっている。

カードを使用する場合に、質問器 5 0 の側が、データ記憶部 3 4 に記憶された特定データが必要である場合には、暗号鍵を送信する。この暗号鍵は、データ通

信部 32 を介して、特定データ読出制御部 40 に与えられる。特定データ読出制御部 40 は、暗号鍵記憶部 36 から暗号鍵を読出すとともに、送信された暗号鍵がこれに一致しているか否かを判断する。一致していなければ、データ記憶部 34 からの特定のデータの読出を許否する。これにより、暗号鍵を知らない者に対して、特定データの秘密性を保護することができる。一致していれば、データ記憶部 34 から特定データを読出して、データ通信部 32 を介して質問器 50 に送り返す。

なお、ICカード 30 に対して、データ初期化命令、暗号鍵初期化命令を与えることにより、当該 ICカード 30 を再利用することができる。また、ICカードの製造事業者以外の者がこのデータ初期化命令や暗号鍵初期化命令を知り得ないようにしておくことにより、カードの不正使用を防止することができる。

第 2 図は、第 1 図の ICカード 30 の各機能を、CPU を用いて実現した場合のハードウェア構成を示す図である。質問器 50 は、制御部 54 の制御により、発振回路 (OSC) 60 からの高周波搬送波をアンテナ 56 から送り出している。質問器 50 に対して ICカード 30 が接近すると、この高周波搬送波は、ICカード 30 のアンテナ 82 に受信される。電源生成回路 72 は、受信した高周波を直流電力に変換して、他の回路部分に供給する。このようにして、質問器 50 に近づくと ICカード 30 が動作可能となる。

質問器 50 から ICカード 30 に対する情報送信は、制御部 54 の制御により、高周波搬送波を変復調回路 52 において変調することにより行なう。ICカード 30 は、変調された高周波搬送波を変復調回路 74 において復調する。CPU 76 は、復調された情報を得て、不揮発性メモリ 78 の内容の書換や情報返信などの必要な処理を行なう。

上記と逆に、ICカード 30 から質問器 50 に対しての情報送信も行なわれる。ここで、ICカード 30 側には、発振回路が設けられていない。したがって、質問器 50 の側から無変調の高周波搬送波を送り出しておき、ICカード 30 側にて、変復調回路 74 により、共振回路 80 のインピーダンスを変化させるようにしている。質問器 50 は、このインピーダンス変化を、自己側の共振回路 56 のインピーダンス変化として、変復調回路 52 により検出して復調を行なう。制御



U 7 6 に与える。CPU 7 6 は、データ転送命令が送られてきたことを認識して、データ転送のプログラムを実行する。このプログラムは、不揮発性メモリ 7 8 に記憶されている。

第 4 図に、データ転送プログラムをフローチャートによって示す。CPU 7 6 は、まず不揮発性メモリ 7 8 の暗号鍵領域 8 8 から、データ転送に対応して予め定められた暗号鍵（ここでは暗号鍵（1）とする）を読出す。次に、送られてきた暗号鍵が、読出した暗号鍵（1）と一致するか否かを判断する（ステップ S 3 0）。一致していなければ、データの転送を行わず終了する。つまり、正しい暗号鍵を知らない不正者による読出処理であると判断して、データ転送を許否する。一方、暗号鍵が一致すれば、特定データまたはオープンデータを、不揮発性メモリ 7 8 から読出す。さらに、読出したデータを、変復調回路 7 4 によって変調して、質問器 5 0 に送信する（ステップ S 3 2）。ATM は、質問器 5 0 の取得したデータに基づいて、センターの中央コンピュータと交信して、入出金などの処理を行なう。以上のようにして、正しい暗号鍵を有する応答器 5 0 からのデータ転送命令にのみ応じて、データの出力を行なう。

上記のようにして入出金などの取引が終了すると、質問器 5 0 は、IC カード 3 0 の不揮発性メモリ 7 8 に記憶された取引履歴を更新する命令（データ書換命令）を送信する。この際にも、質問器 5 0 は、予め定められた暗号鍵を送信する。IC カード 3 0 の CPU 7 6 は、このデータ書換命令を受けると、データ書換のプログラムを実行する。

第 5 図に、データ書換のプログラムをフローチャートによって示す。CPU 7 6 は、まず不揮発性メモリ 7 8 の暗号鍵領域 8 8 から、データ書換に対応して予め定められた暗号鍵（ここでは暗号鍵（1）とする）を読出す。次に、送られてきた暗号鍵が、読出された暗号鍵（1）と一致するか否かを判断する（ステップ S 4 0）。一致していなければ、取引データの書込（データの書換）を行わず終了する。つまり、正しい暗号鍵を知らない不正者による書換処理であると判断して、取引データの書換を許否する。一方、暗号鍵が一致すれば、次にデータ書換要求のあった対象領域が、オープンデータ領域 8 4 であるか否かを判断する（ステップ S 4 2）。オープンデータ領域 8 4 に対する書換命令であれば、送ら

れてきた取引データに基づいて、取引履歴の書換を行なう（ステップS 4 4）。つまり、オープンデータ領域 8 4 に記憶したデータは、正しい暗号鍵を入力することにより書換を行なうことができる。

5 なお、このデータ書換命令に対しては、オープンデータ領域のみが書換可能であり、それ以外の領域（特定データ領域や暗号鍵領域）は、この書換命令では書換できないようになっている。特定データ領域や暗号鍵領域に対する書込や読出については、後述する。

10 以上のような I C カード 3 0 の運用を行なうためには、I C カード製造業者から供給された I C カード 3 0 に対して、ATM 製造業者および運用業者（銀行）が、それぞれの暗号鍵および特定データを書込可能でなければならない。I C カード製造業者が、ATM 製造業者、および運用業者（銀行）のために、暗号鍵、特定データを書込んで出荷することも可能である。しかし、これでは柔軟な運用ができず、ATM 製造業者、運用業者（銀行）にとっては、使いづらいシステムとなってしまう。そこでこの実施の形態では、ATM 製造業者および運用業者  
15 （銀行）が、それぞれの暗号鍵および特定データを書込できるようにしている。

以下、これら ATM 製造業者および運用業者（銀行）が、それぞれの暗号鍵および特定データを書込む場合の処理を説明する。I C カード製造業者から渡された I C カード 3 0 の不揮発性メモリ 7 8 の初期状態は、第 7 図に示すようになっている。図からも明らかなように、I C カードの製造業者のみが知る暗号鍵  
20 （I）を除いて、すべてのデータが初期化（ここでは「0」）されている。

暗号鍵および特定データの書込は、運用時の ATM が有するのと同等の質問器 5 0 を有するリーダ／ライターによって行なう。すなわち、リーダ／ライターの質問器 5 0 から暗号鍵の書込命令を送信する（第 2 図参照）。これを受けて、I C カード 3 0 の CPU 7 6 は、第 8 図に示す暗号鍵の書換処理を行なう。まず、暗号  
25 鍵領域 8 8 中の暗号鍵を書込みたい部分の K フラグが「0」であるか否かを判断する（ステップ S 1 0）。「0」であれば、送られてきた暗号鍵を、暗号鍵領域 8 8 の当該部分に書込む（ステップ S 1 2）。その後、当該部分の K フラグを「1」とする（ステップ S 1 4）。このようにして、暗号鍵の書込を行なうことができる。

なお、既に書込が行なわれKフラグが「1」である部分に対して書込を行なおうとした場合には、ステップS10から直ちに分岐して、書換を許否する。また、暗号鍵領域88には、複数の暗号鍵を記憶可能なようにしている。1つの事業者が処理内容に応じた暗号鍵を複数設定したり、また2以上の事業者（ATM製造業者、カード運用業者など）が、それぞれのために暗号鍵を設定することが可能である。暗号鍵が書込まれた後の不揮発性メモリ78の内容を、第9図に例示する。

特定データの書込処理を第10図に示す。特定データの書込においても、暗号鍵と同じように、Sフラグが「0」であることを条件に、書込を可能としている。また、一旦書込んだ後は、Sフラグを「1」として書換を不可能にしている。特定データが書込まれた後の不揮発性メモリ78の内容を、第11図に例示する。なお、当該カードに対応している質問器50の装置形式や、銀行が各預金者に対して発行したID番号などを特定データとして記憶することが好ましい。これらのデータは、機密性が高く、また、これらの書換が不正な使用に結びつく可能性が高いからである。

上記のように一旦暗号鍵、または特定データが書込まれると当該部分のフラグK、Sが「1」となり、書換不可能となるようにしている。つまり、1回のみの書込みを可能としている。したがって、暗号鍵、特定データを、ATM製造業者、銀行が書込みできるようにして、運用上の柔軟性を高めるとともに、これらの書換による不正を防止して、セキュリティを高めている。

さらに、この実施の形態においては、使用済のICカード30を回収し、ICカード製造業者が処理することによってICカードを再利用可能としている。この処理は、ICカード製造業者が、質問器50を有する初期化装置を用いて行なう。すなわち、初期化装置の質問器50から、不揮発性メモリ78の初期化命令を、初期化のための暗号鍵とともに送信する（第2図参照）。これを受けて、ICカード30のCPU76は、第6図に示す初期化処理を行なう。まず、不揮発性メモリ78から、初期化のための暗号鍵（I）を読出す。次に、送られてきた暗号鍵が、この読出した暗号鍵（I）と一致しているか否かを判断する（ステップS2）。一致していれば、暗号鍵（I）を除いた、他の部分を初期化する（こ

こでは「0」にする) (ステップS 4)。これにより、不揮発性メモリ78の内容は、第7図に示すように、初期の状態に戻され、再利用が可能となる。

5 なお、暗号鍵が一致しない場合には、不正な初期化命令であるとして初期化を行なわない。また、初期化のための暗号鍵がN回以上連続して誤って入力された場合、初期化命令を受付けないようにしてもよい。これにより、組合せ可能なすべてのコードを暗号鍵として順次入力し、暗号鍵を不正に取得することを防止することができる。

以上のようにして、セキュリティを確保しつつ、ICカード30の再利用を可能としている。

10 このICカード30の再利用のサイクルを第12図に概念的に示す。ICカードの製造業者90は、不揮発性メモリ78を初期化してICカードを出荷する。なお、各データ領域へのアクセス制御を行なうプログラム(前述のフローチャート参照)をICカードに書込んだ状態にして出荷する。

15 ATMの製造業者92は、このICカードを受け取って、暗号鍵(1)および特定データ(1)を書込む。また、運用のためのプログラムも書込む。なお、このプログラムは、当該暗号鍵(1)によってのみ読出、書換が可能である。暗号鍵(1)は、ATM製造者92のみが知っており、ICカードの製造業者90、およびICカードの運用業者94も知らないため、セキュリティの面で好ましい結果を得ることができる。また、前述のように、暗号鍵、特定データの読出はも  
20 ちろん、書換もできないようになっているので、不正使用が防止できる。

ICカードの運用業者(銀行)94は、運用プログラムの記録されたICカード30を受け取って、暗号鍵(2)および特定データ(2)(各預金者に与えたID番号など)を書込む。ここでも、暗号鍵(2)および特定データ(2)は、  
25 ICカード運用業者94および当該預金者のみが知っており、ICカードの製造業者90、およびATM製造者92も知らないため、セキュリティの上から好ましい。また、前述のように、暗号鍵、特定データの読出はもちろん書換もできないようになっているので、不正使用が防止できる。

使用が終了したICカード30(たとえば、有効期限の終了したもの)は、ICカード製造業者90に戻され、初期化して再利用される。

なお、ATMの製造者92による暗号鍵(1)もしくは特定データ(1)の誤った書込が行なわれた場合、ATMの製造者92自身は、これらの書換をすることができない。そこで、誤った書込がされてしまったICカードをICカードの製造者90に渡し、ICカードの製造者90がこのカードの初期化をした後、再びATMの製造者92に渡すことになる。ICカードの運用業者94による暗号鍵(2)もしくは特定データ(2)の誤った書込が生じた場合も、これと同様である。

以上のように、このICカード30を用いれば、各業者における柔軟なICカードの運用の確保とセキュリティを両立させつつ、さらに再利用を図ることによるICカードの低コスト化を同時に実現できる。

また、初期化のために特別に容易された質問器を、ICカードの製造者90が1台のみ保有することにしておけば、一層セキュリティを高めることができるため、さらに好ましい。

#### [第2の実施の形態]

なお、上記第1の実施の形態では、不揮発性メモリ78としてEEPROMを用いたが、第13A図および第13B図に示すように、暗号鍵領域88のみをEPROMによって構成してもよい。つまり、電気的な再書込を不可能とすることによって、より安全性を高めることができる。

さらに、EPROMに対して、紫外線を照射できないようにして、実質的に書換ができないようにしてもよい。この場合には、各暗号鍵をATM製造業者、カード運用業者から事前に知らせてもらっておき、ICカード製造業者がICカード製造時に各暗号鍵を書込むようにする。これによれば、暗号鍵を書換えることはできないが、特定データを書換えて再利用することができる。

またさらに、ICカード製造業者のための暗号鍵(I)は、変更しなくてもよいので、この領域のみをマスクROMによって構成してもよい。暗号鍵(I)を用いた初期化の処理は、第6図に示されるように、プログラムによって行なってもよいが、第14図に示されるように、比較器14を設けることにより行なってもよい。すなわちROM112には、暗号鍵(I)を記憶しておく。比較器114は、CPU76の指示により、復調された暗号鍵を、ROM112に記憶され

ている暗号鍵（I）と比較する。比較器114は、両者が一致していると、CPU76に対して一致信号を出力する。一致していない場合には、不一致信号を出力する。CPU76は、このようにして得られる比較器114からの一致信号・不一致信号に基づいて、送られてきた暗号鍵が適正であるか否かを判断する。

5 [第3の実施の形態]

次に、ICカードの初期化に関する本発明の第3の実施の形態について説明する。第15図は、本発明の第3の実施の形態におけるICカードのハードウェア構成を示すブロック図である。この実施の形態においては、通常の受信周波数とは異なる周波数の信号を与えることで、カード初期化命令としている。

10 たとえば、質問器50から、共振回路80の共振周波数の高調波にあたらぬ所定の周波数にて所定の断続信号を出力する。ICカード120の検出回路122は、当該所定の周波数のみを検出するバンドパスフィルタを有している。さらに、検出回路122は、当該周波数を検出したときにのみ、検出出力信号を出す。つまり、断続的に当該周波数の信号が送られてきている場合には、その断続に応じて検出出力信号が出力される。CPU76は、この検出出力信号を受けて、予め定められた断続パターンに合致しているか否かを判断する。この断続パターンの一致が見られた場合にのみ、CPU76は、第6図のステップS4の処理を実行する。つまり、メモリの初期化を行なう。

20 当該周波数の信号が送られてこない場合や、送られてきていても断続パターンが予め定められたものに合致しない場合には、初期化は行なわれない。したがって、初期化のために特別に用意された質問器50を有していなければ、初期化を行なうことができない。このようにすることにより、よりセキュリティを高めることができる。

25 なお、上記各実施の形態においては、質問器とICカードとの間のデータは、暗号化せずに伝送することとしたが、所定の暗号化を行なって伝送するようにしてもよい。さらに、上記各実施の形態においては、パスワードのように用いられていた暗号鍵を、上記暗号化のための暗号キーとして用いて、データを暗号化して記憶し、暗号化して伝送するようにしてもよい。

また、上記各実施の形態においては、暗号鍵が不正な場合には、プログラムの

処理として、読出および書込を禁止するようにしている。しかし、CPU 76が暗号鍵を不正であると判断した場合には、不揮発性メモリ 78のチップイネーブル端子などに動作禁止の信号を与え、ハードウェア的に読出および書込を禁止するようにしてもよい。

5       さらに、上記各実施の形態では、ATMに対応したICカードを運用する場合について説明したが、スキー場のリフト改札用のICカード、鉄道の定期券、高速道路の通行定期などに本発明を適用することもできる。つまり、カードに対応する機器を製造する業者や運用業者が特定データを個々に記憶したいような場合に、本発明を適用することができる。

10       さらに、上記各実施の形態において、第1図の各機能をCPUを用いてプログラムによって実現した部分を、ハードウェアロジックによって実現してもよい。また、ハードウェアロジックによって実現した部分を、プログラムによって実現してもよい。

15       また、上記実施の形態においては電磁波を介して電氣的に非接触にデータの通信を行なうカードについて説明したが、電氣的に接触してデータの通信を行なうカードに対しても、本発明を適用することができる。

      なお、「特定データ読出制御手段」とは、暗号鍵に基づいて特定データの読出の可否を制御する手段であり、たとえば実施の形態においては、第4図のステップS30、およびS32がこれに相当する。

20       「特定データ書込制御手段」とは、データ記憶部に対して1回に限り特定データを書込めるように制御する手段をいうものであり、たとえば実施の形態では第10図のステップS20、S22、およびS24がこれに相当する。

25       「データ初期化手段」とは、データ記憶部の少なくとも特定データ領域の一部または全部を初期化する手段をいうものであり、たとえば実施の形態においては、第6図のステップS2、S4、または第14図の比較器114、または第15図の検出回路122などがこれに相当する。なお、ここにいうデータの初期化とは、特定データが再書込可能となるようにすることをいう。したがって、実施の形態において示された、特定データを消去してSフラグを再書込可能とする場合だけでなく、特定データを残したままSフラグを再書込可能状態にする場合を含む

概念である。

「暗号鍵初期化手段」とは、暗号鍵の一部または全部を初期化する手段をいうものであり、たとえば実施の形態では、第6図のステップS2、S4、第14図の比較器114、または第15図の検出回路122などがこれに相当する。

- 5      なお、ここにいう暗号鍵の初期化とは、暗号鍵が再書込可能となるようにすることをいう。したがって、実施の形態において示した、暗号鍵を消去してKフラグを再書込可能とする場合だけでなく、暗号鍵を残したままKフラグを再書込可能状態にする場合を含む概念である。

- 10      「暗号鍵書込制御手段」とは、暗号鍵記憶部に対して1回に限り暗号鍵を書込めるように制御する手段をいうものであり、実施の形態においてはたとえば、第8図のステップS10、S12、およびS14がこれに相当する。

産業上の利用可能性

- 15      以上のようにこの発明によれば、リサイクルすることができ安全性の高いICカードを提供することができるので、この発明はICカードを製造、販売または使用する分野において有利に適用することができる。

## 請求の範囲

1. 質問器との間でデータの通信を行なうデータ通信手段と、  
データを記憶するデータ記憶部と、  
前記データ通信手段から得られたデータに基づいて、前記データ記憶部へのア  
5 クセスを制御するアクセス制御手段とを有する I C カードであって、  
前記アクセス制御手段は、  
前記データ通信手段から得られた所定のデータ初期化命令に基づいて、前記デ  
ータ記憶部を初期化するデータ初期化手段と、  
前記データ初期化手段により初期化された、前記データ記憶部に対し、カード  
10 運用上の所定の特定データを 1 回に限り書込むことができるよう制御する特定デ  
ータ書込制御手段とを備えた、I C カード。  
2. 前記データ記憶部に記憶された特定データにアクセスするための暗号鍵を記  
憶する暗号鍵記憶部をさらに備え、  
前記アクセス制御手段は、当該暗号鍵が入力された場合にのみ、当該特定デー  
15 タを読出すことができるよう制御する特定データ読出制御手段をさらに備えた、  
請求の範囲第 1 項記載の I C カード。  
3. 前記特定データ書込制御手段は、前記暗号鍵が入力された場合にのみ、前記  
データ初期化手段により初期化された、前記データ記憶部に対し、前記特定デー  
タを 1 回に限り書込むことができるよう制御することを特徴とした、請求の範囲  
20 第 2 項記載の I C カード。  
4. 前記アクセス制御手段は、  
前記データ通信手段から得られた所定の暗号鍵初期化命令に基づいて、前記暗  
号鍵記憶部を初期化する暗号鍵初期化手段と、  
前記暗号鍵初期化手段により初期化された、前記暗号鍵記憶部に対し暗号鍵を  
25 1 回に限り書込むことができるよう制御する暗号鍵書込制御手段とをさらに備え  
た、請求の範囲第 2 項記載の I C カード。  
5. 前記暗号鍵記憶部に対し、暗号鍵を 1 回に限り書込むことができるよう構成  
したことを特徴とする、請求の範囲第 2 項記載の I C カード。  
6. 前記データ記憶部は、前記特定データに対応したフラグを記憶することがで

き、

前記データ初期化手段は、前記データ初期化命令に従って前記フラグを書込可能状態に初期化し、

5 前記特定データ書込制御手段は、前記フラグが書込可能状態である場合にのみ前記特定データを前記データ記憶部に書込むことができるよう制御し、前記データ記憶部に対し前記特定データが書込まれたときに、前記フラグを書込不能状態にすることを特徴とする、請求の範囲第1項記載のICカード。

7. 前記データ記憶部は、読出および書換回数に制限のない開放データをも記憶することができることを特徴とする、請求の範囲第1項記載のICカード。

10 8. 前記データ記憶部は、読出および書換回数に制限のない開放データをも記憶することができることを特徴とする、請求の範囲第2項記載のICカード。

9. 前記暗号鍵記憶部は、前記データ記憶部に記憶された開放データにアクセスするための暗号鍵を記憶し、前記アクセス制御手段は、前記開放データにアクセスするための暗号鍵が入力された場合にのみ、前記開放データを書換えることができるよう制御することを特徴とする、請求の範囲第8項記載のICカード。

10. 前記データ初期化命令は、所定の方法で暗号化されたデータであり、

前記データ初期化手段は、前記暗号化されたデータをデータ初期化命令と認識した場合にのみ前記データ記憶部を初期化することを特徴とする、請求の範囲第1項記載のICカード。

20 11. 前記データ通信手段は、前記質問器との間で、電磁波を介して電氣的に非接触にデータの通信を行なうことを特徴とする、請求の範囲第1項記載のICカード。

12. 前記データ初期化命令は、所定の周波数を有するデータであり、

25 前記データ初期化手段は、前記所定の周波数を有するデータをデータ初期化命令と認識した場合にのみ前記データ記憶部を初期化することを特徴とする、請求の範囲第11項記載のICカード。

13. 前記データ通信手段は、前記質問器との間で、電氣的に接触してデータの通信を行なうことを特徴とする、請求の範囲第1項記載のICカード。

14. 質問器との間でデータの通信を行なうとともにデータを記憶するICカー

ドの使用方法であって、

所定の初期化条件が整った場合にのみ、前記 I C カードの初期化を行ない得る  
ようにするとともに、

初期化された前記 I C カードに対し、所定の特定データを 1 回に限り書込み得  
るようにし、

前記初期化を行なう者と前記特定データを書込む者とを分離するようにしたこ  
とを特徴とする、I C カードの使用方法。

15. 前記初期化を行なう者は、前記 I C カードの製造者であり、

前記特定データを書込む者は、前記質問器の製造者および前記 I C カードの運  
用者であり、

前記質問器の製造者および前記 I C カードの運用者は、初期化された前記 I C  
カードに対し、それぞれ所定の特定データを 1 回に限り書込むことができ、

前記 I C カードの製造者、前記質問器の製造者および前記 I C カードの運用者  
をそれぞれ分離するようにしたことを特徴とする、請求の範囲第 14 項記載の I  
C カードの使用方法。

16. 前記 I C カードに、前記特定データにアクセスするための暗号鍵を記憶さ  
せ、

前記暗号鍵が前記質問器から与えられた場合にのみ、前記特定データを読み出す  
ことができるようにしたことを特徴とする、請求の範囲第 14 項記載の I C カー  
ドの使用方法。

FIG.1

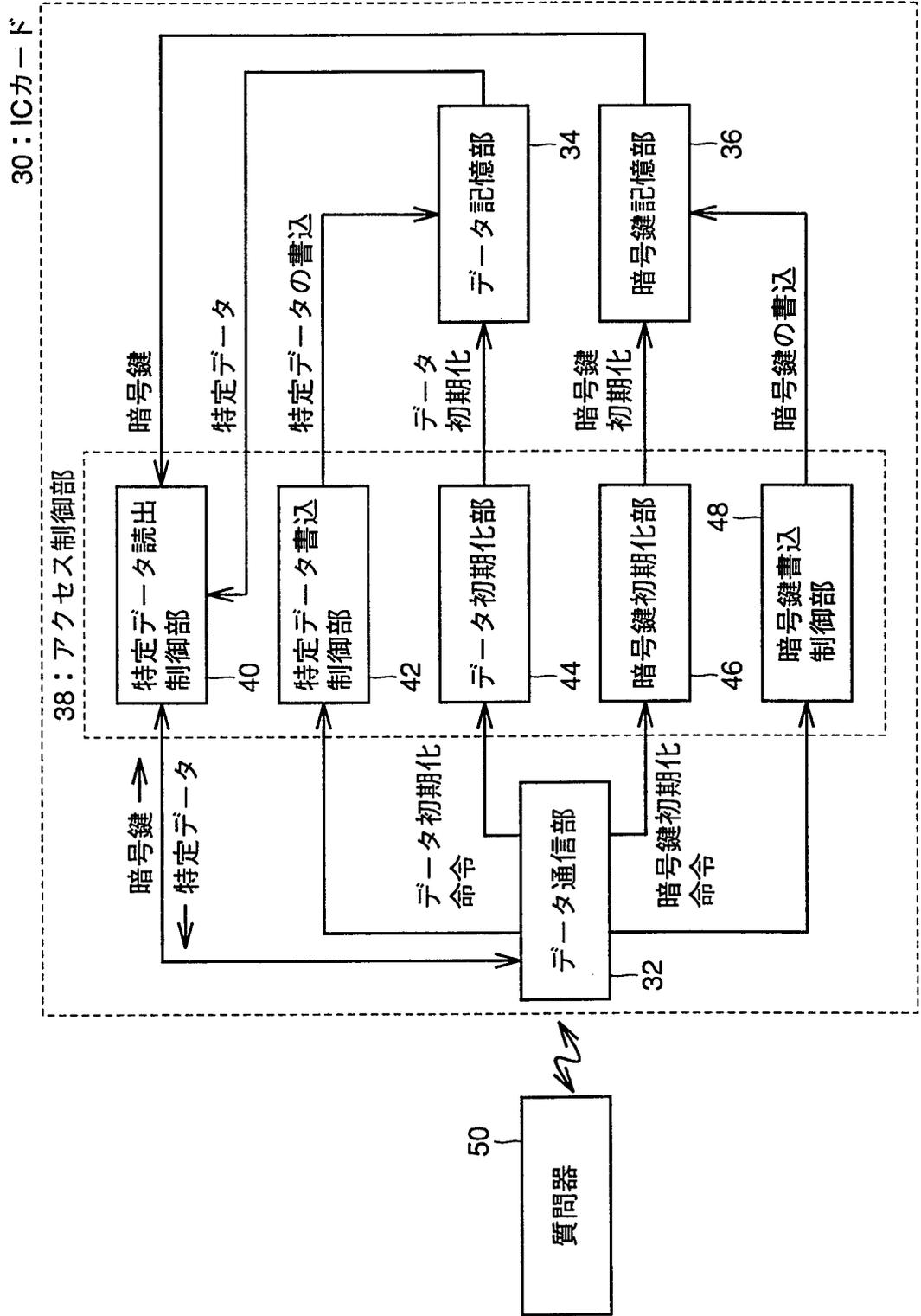


FIG.2

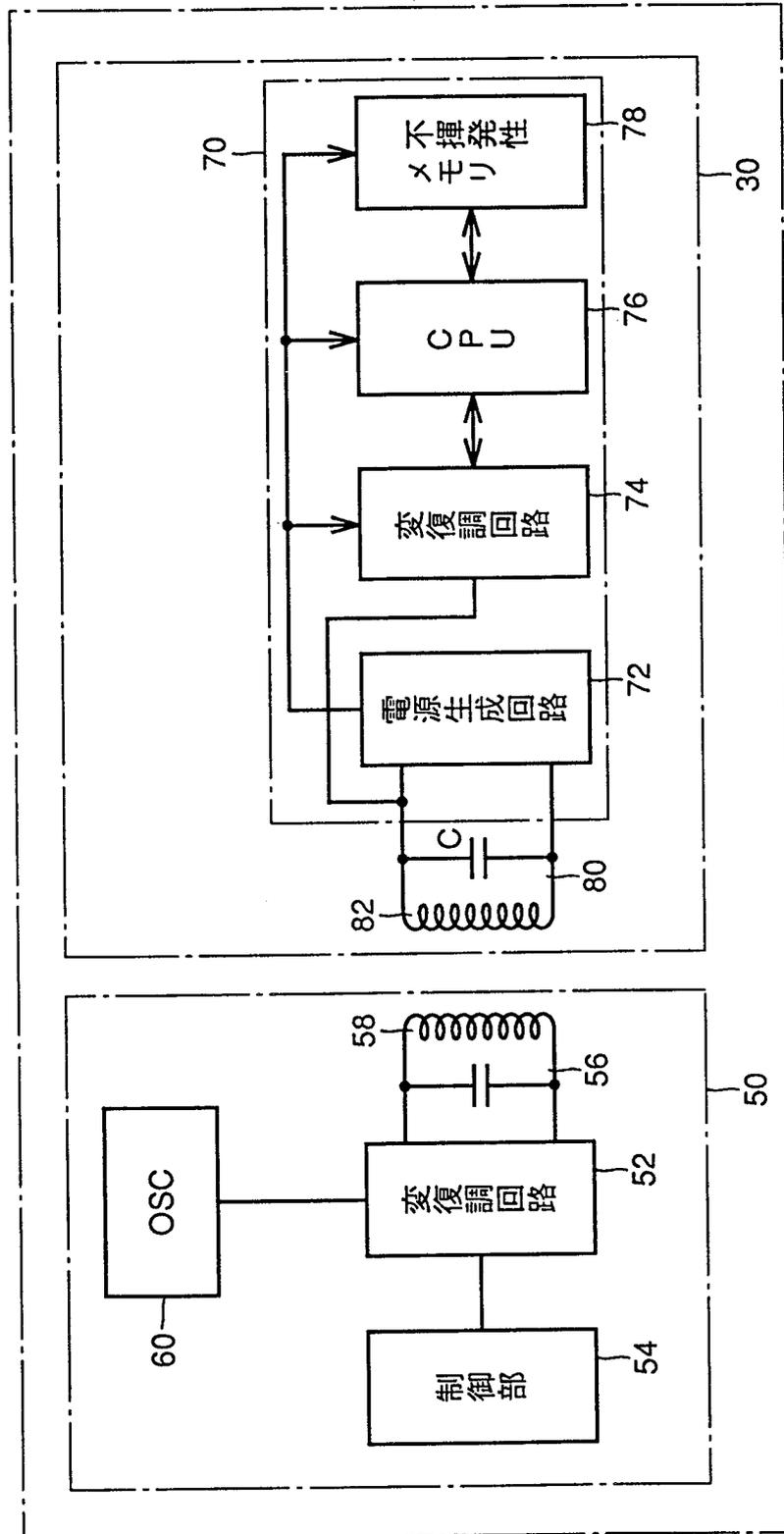


FIG.3

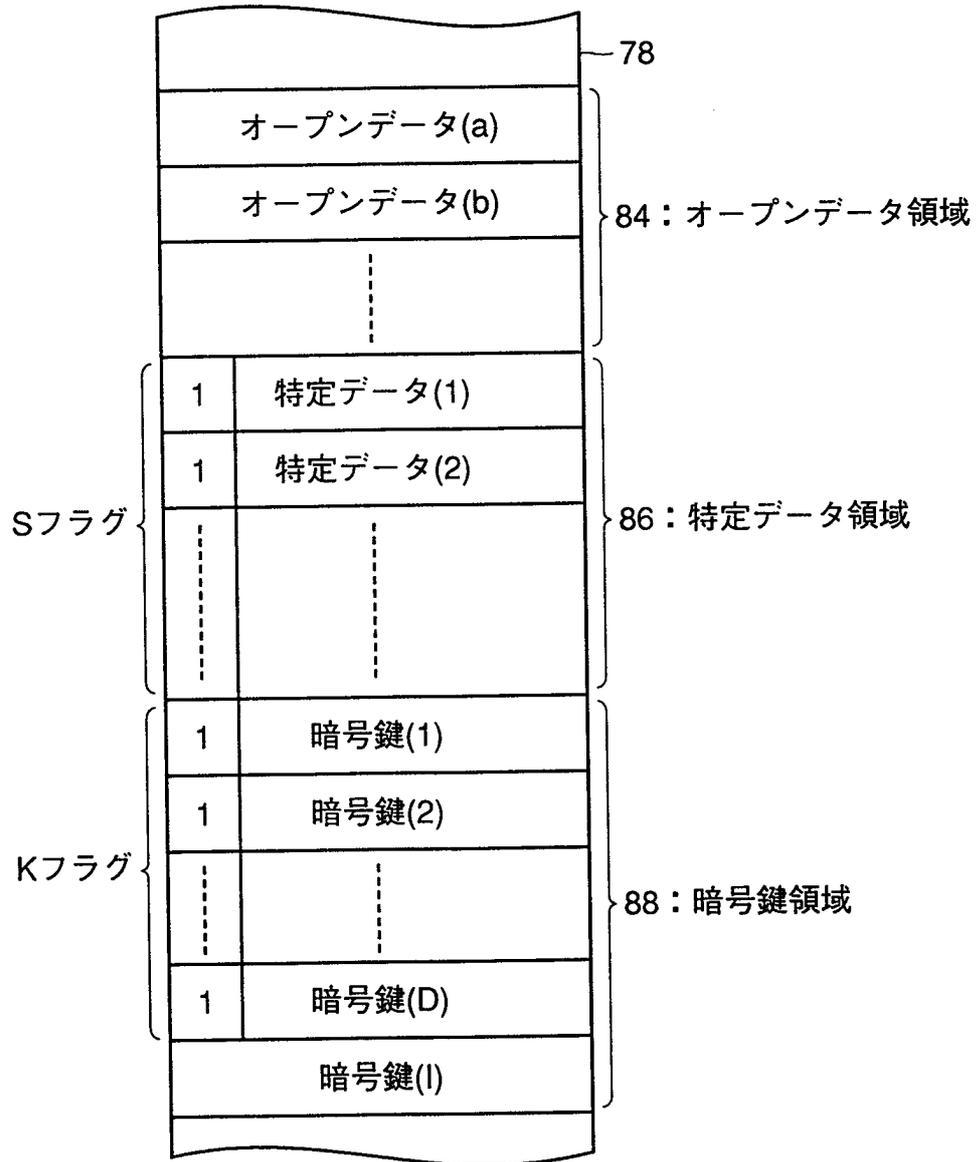


FIG.4

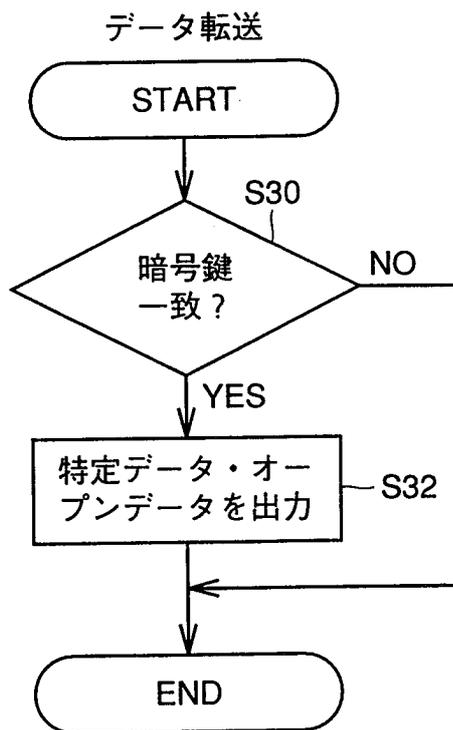


FIG.5

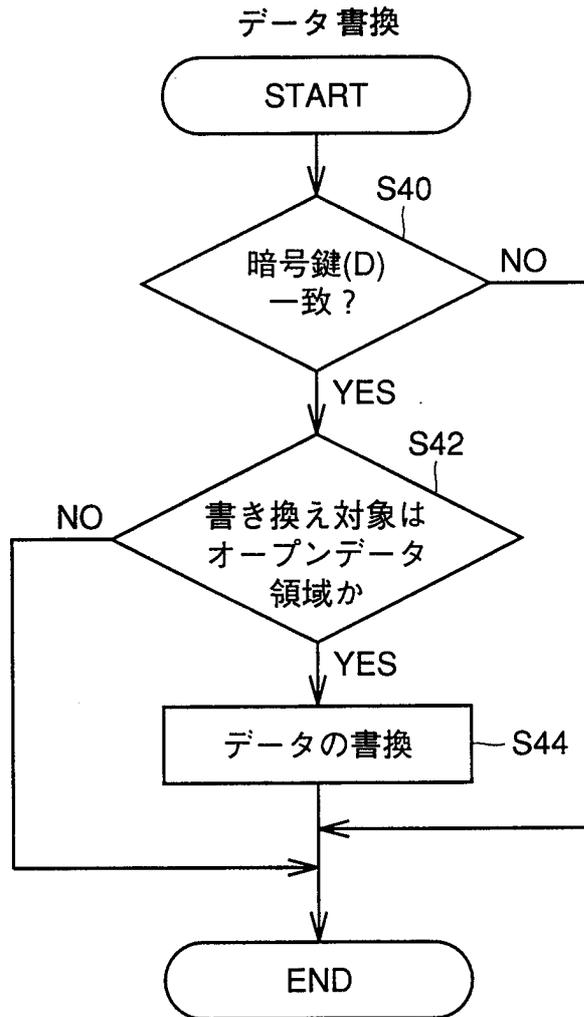


FIG.6

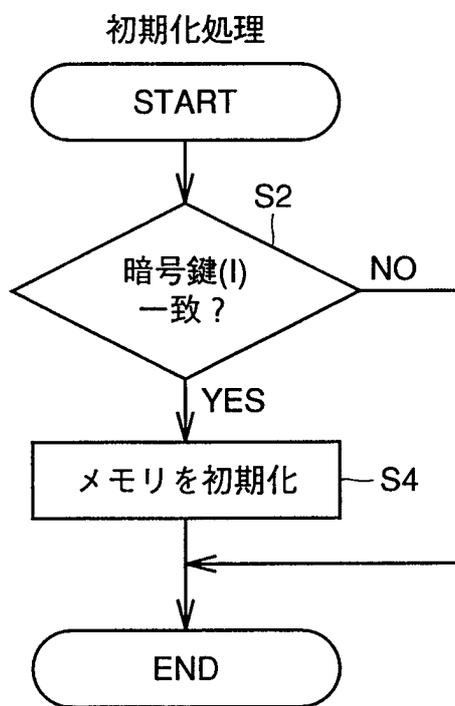


FIG.7

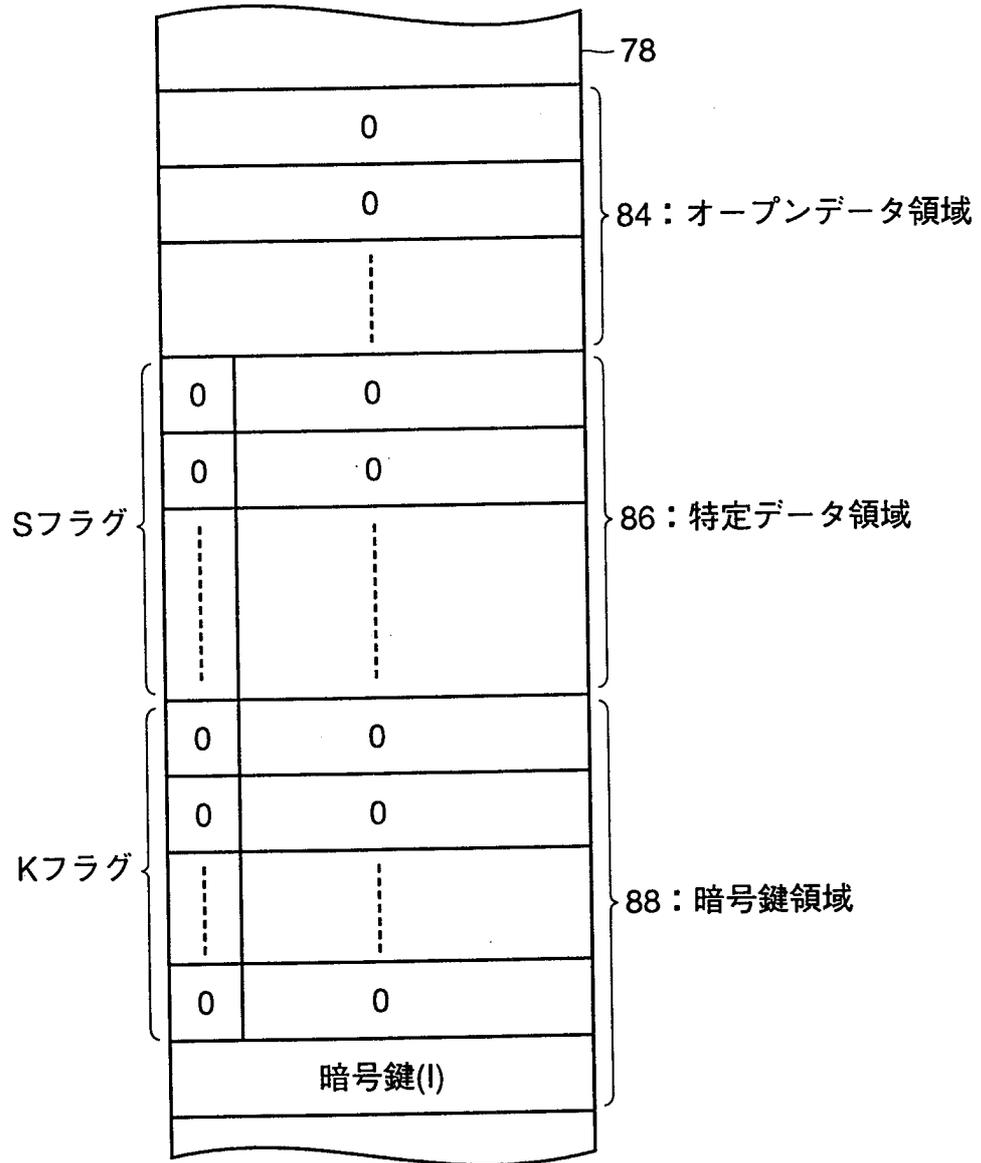


FIG.8

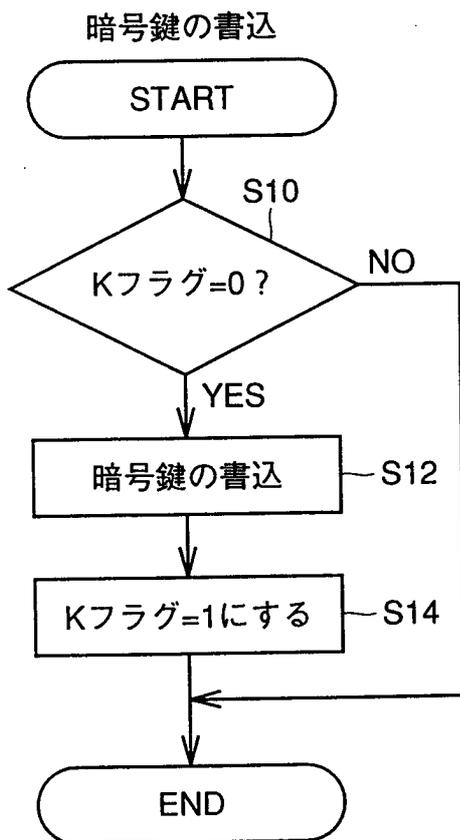


FIG.9

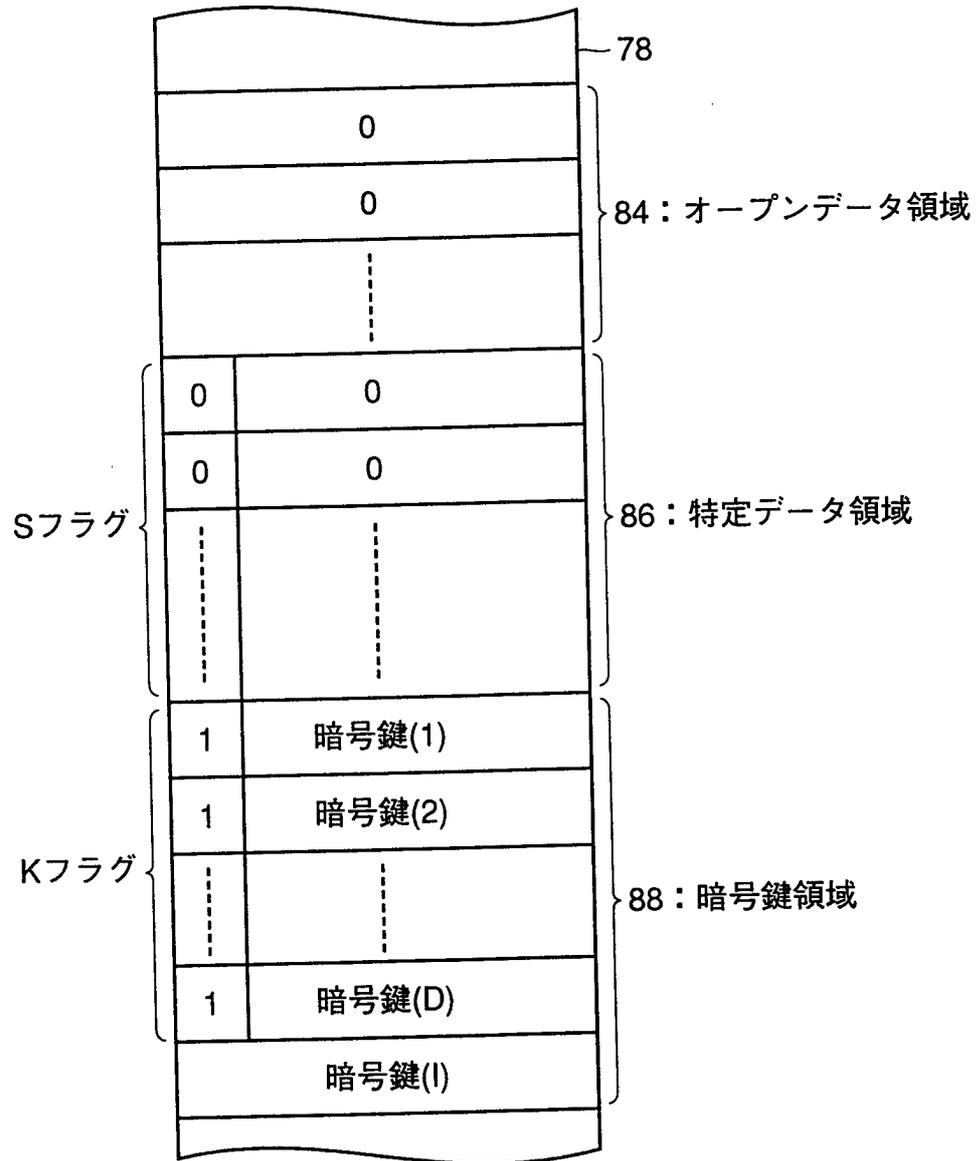


FIG.10

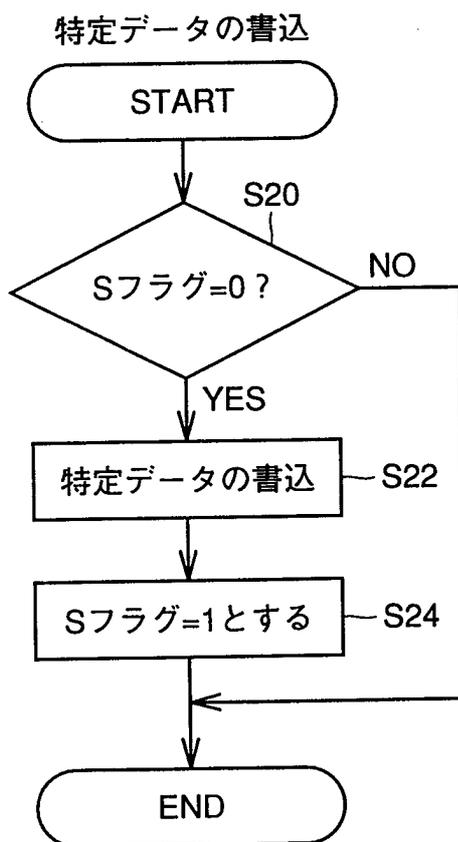


FIG.11

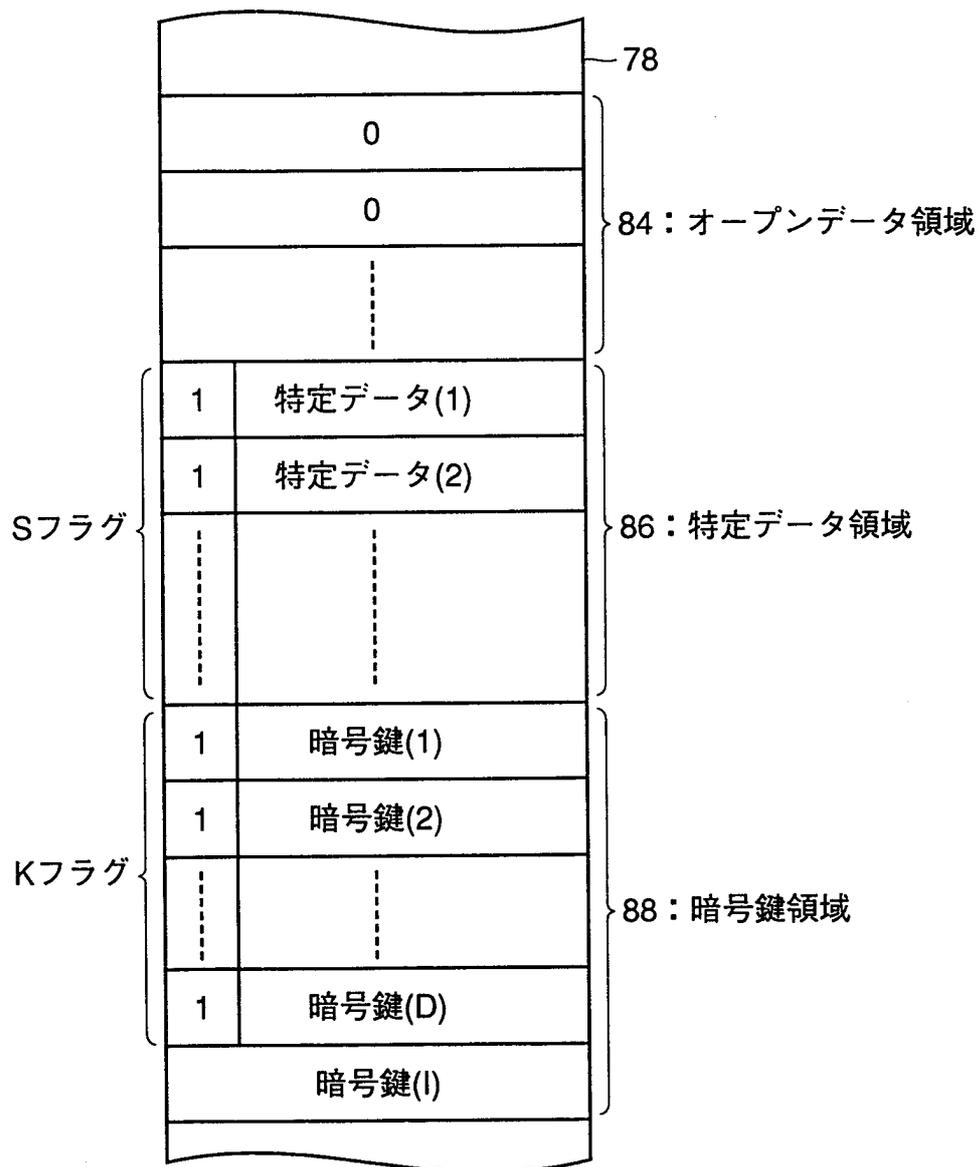


FIG.12

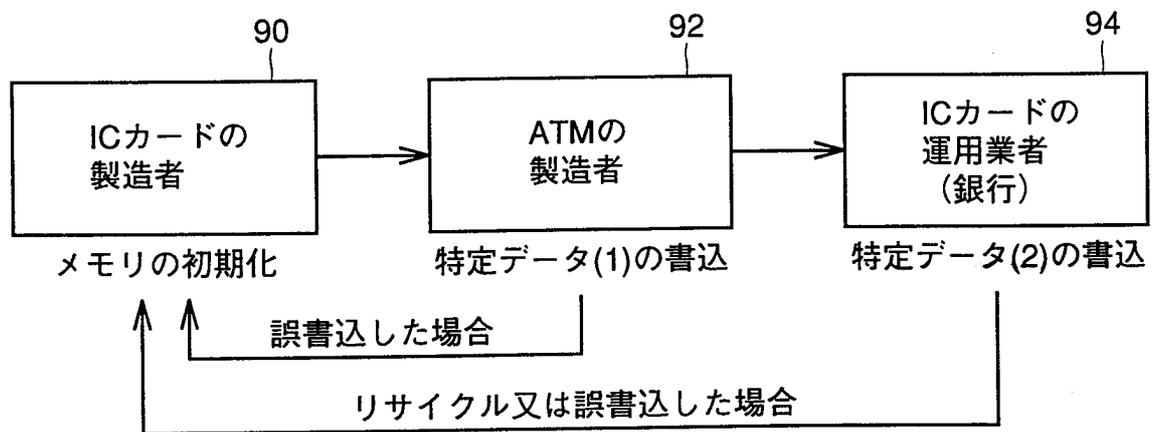


FIG. 13A

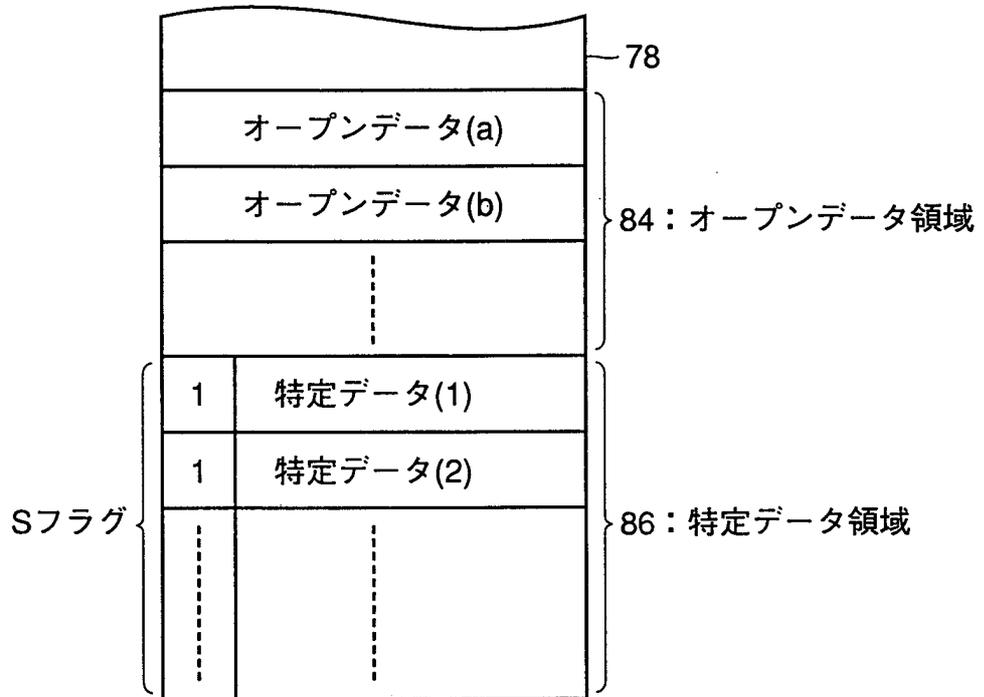


FIG. 13B

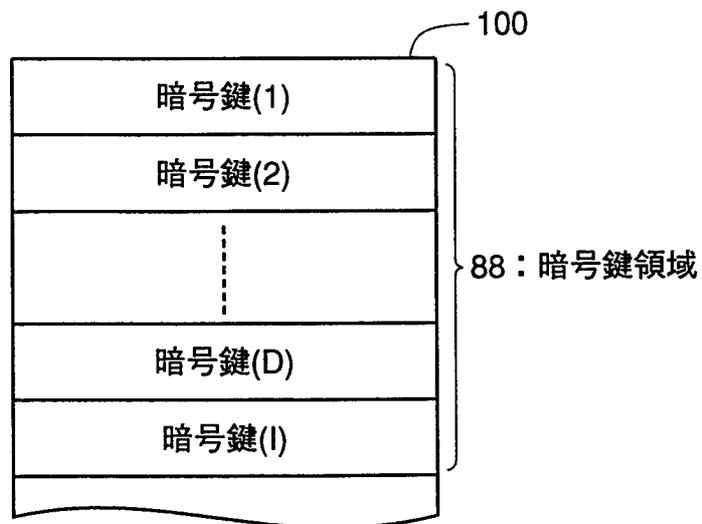


FIG.14

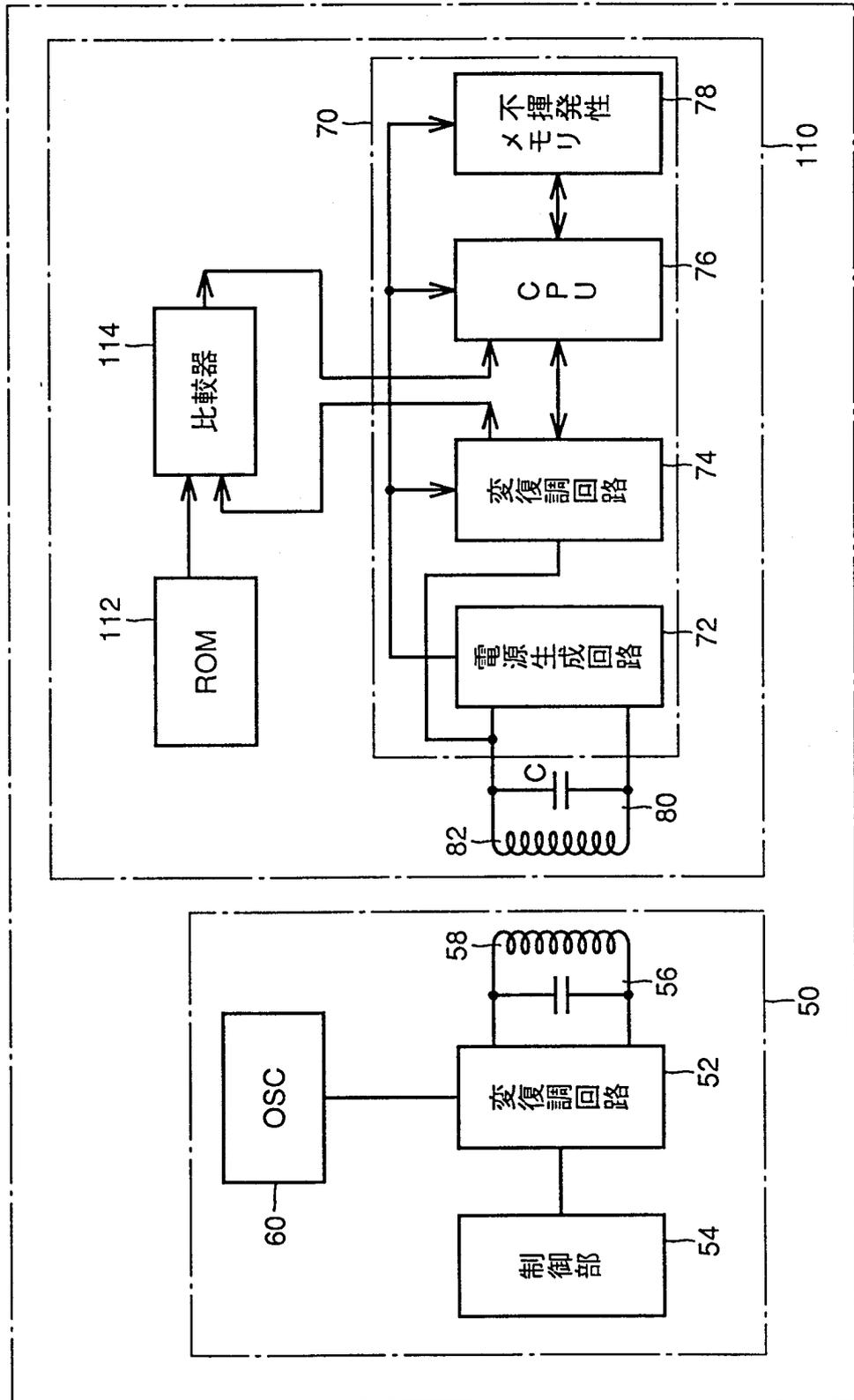
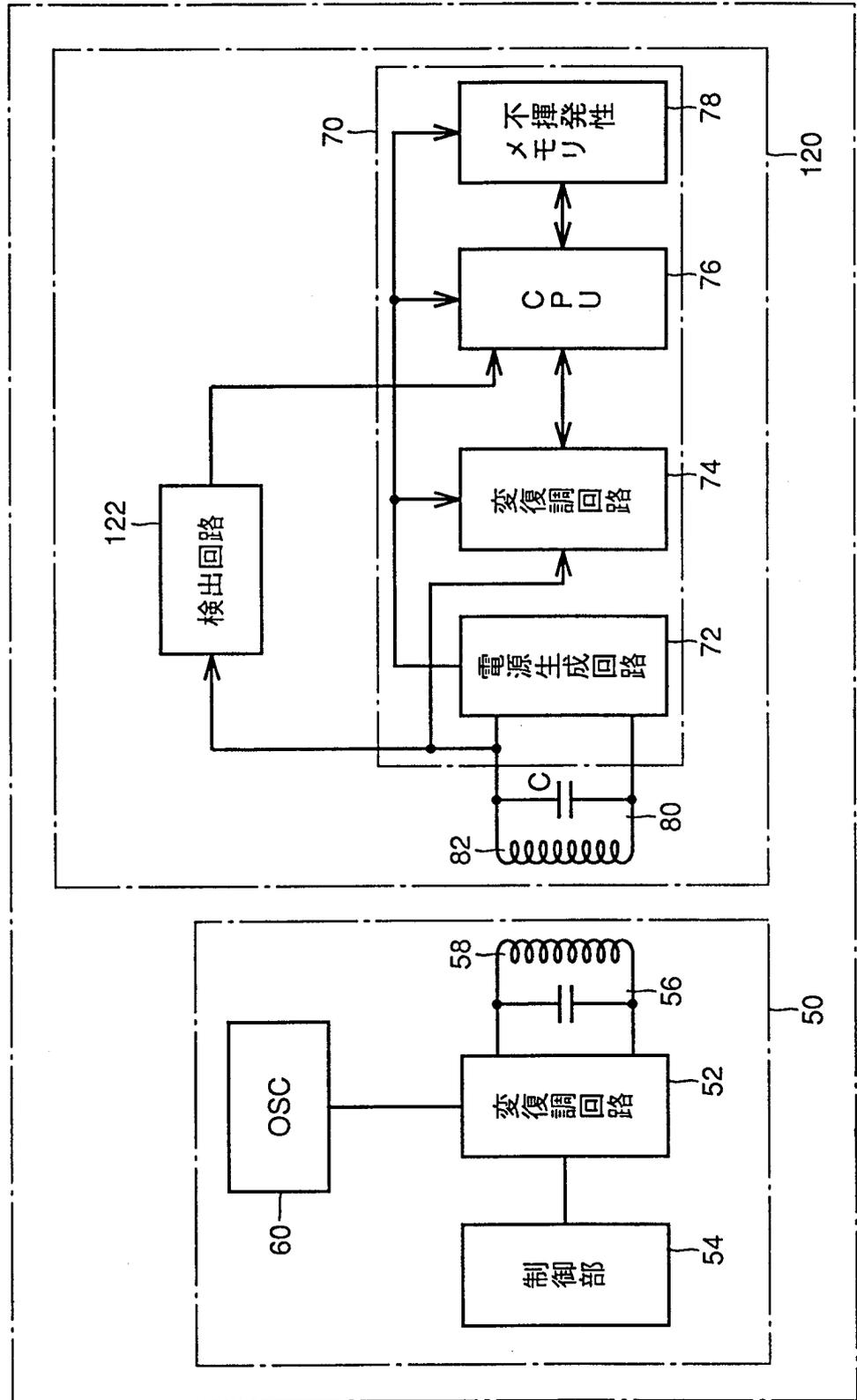


FIG.15



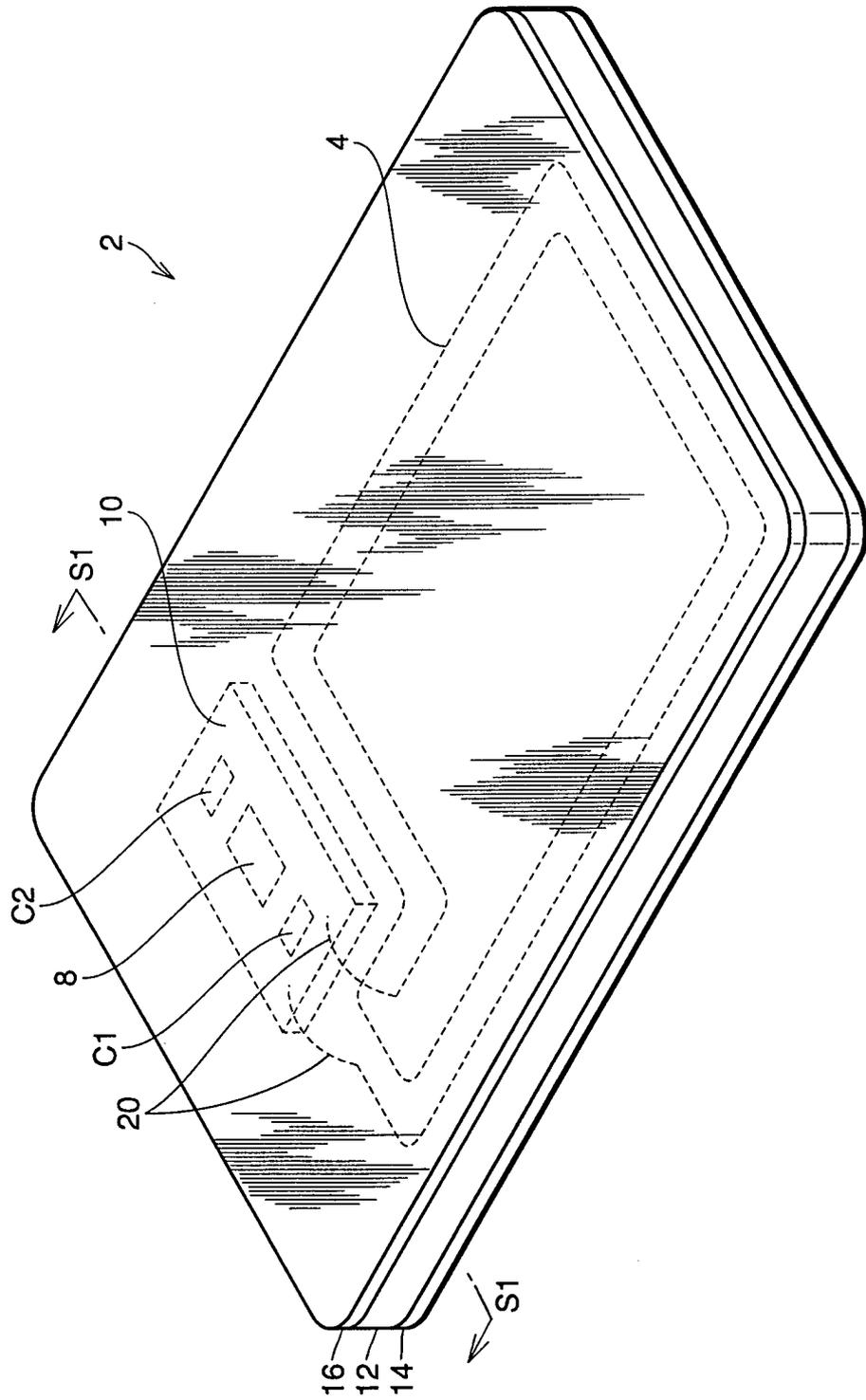


FIG. 16

FIG.17A

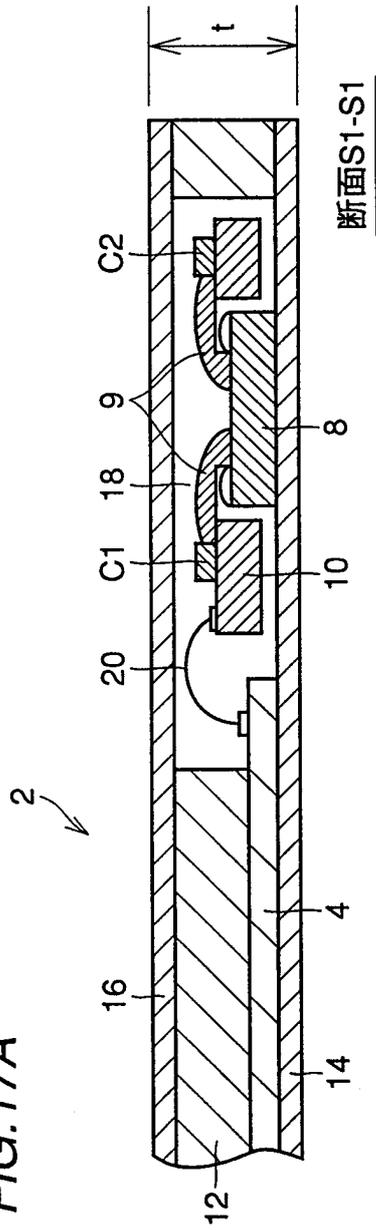
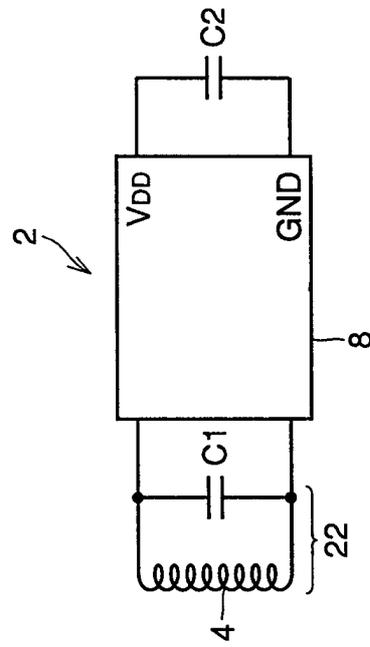


FIG.17B



## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP98/00061

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int.Cl <sup>6</sup> G06K19/073, G06K17/00, G06F12/14		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) Int.Cl <sup>6</sup> G06K19/073, G06K17/00, G06F12/14		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Jitsuyo Shinan Koho 1926-1998 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-1998 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-1994		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP, 3-208192, A (Hitachi Maxell, Ltd.), September 11, 1991 (11. 09. 91) (Family: none)	1-16
Y	JP, 56-38650, A (Compagnie Internationale pour I'Informatique CII-Honeywell Bull), April 13, 1981 (13. 04. 81) & US, 4442345, A	10, 12
Y	JP, 2-120951, A (Toshiba Corp.), May 8, 1990 (08. 05. 90) (Family: none)	1-16
Y	JP, 7-73110, A (Tokimec Inc.), March 17, 1995 (17. 03. 95) (Family: none)	1-16
Y	JP, 5-173888, A (Tokyo Electric Co., Ltd.), July 13, 1993 (13. 07. 93) (Family: none)	6
Y	JP, 60-183692, A (Mitsubishi Electric Corp.), September 19, 1985 (19. 09. 85) (Family: none)	12
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier document but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family
Date of the actual completion of the international search April 7, 1998 (07. 04. 98)		Date of mailing of the international search report April 21, 1998 (21. 04. 98)
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office		Authorized officer
Facsimile No.		Telephone No.

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP98/00061

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	JP, 2-5160, A (SJS-Thomson Microelectronics S.A.), January 10, 1990 (10. 01. 90) & US, 5014312, A	1-16
A	JP, 62-226351, A (Citizen Watch Co., Ltd.), October 5, 1987 (05. 10. 87) (Family: none)	1-16
A	JP, 60-37069, A (Citizen Watch Co., Ltd.), February 26, 1985 (26. 02. 85) (Family: none)	1-16

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))		
Int. Cl <sup>6</sup>	G06K19/073, G06K17/00 G06F12/14	
B. 調査を行った分野		
調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))		
Int. Cl <sup>6</sup>	G06K19/073, G06K17/00 G06F12/14	
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの		
日本国実用新案公報 1926-1998年, 日本国登録実用新案公報 1994-1998年 日本国公開実用新案公報 1971-1994年		
国際調査で使用了電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
Y	JP, 3-208192, A (日立マクセル株式会社) 11. 9月. 1991 (11. 09. 91) (ファミリーなし)	1-16
Y	JP, 56-38650, A (コンパニー・アンテナショナル・プール・ランフォル・マテイク・セ ーイー・ハニーウェル・ブル) 13. 4月. 1981 (13. 04. 81) & US, 4442345, A	10, 12
Y	JP, 2-120951, A (株式会社東芝) 8. 5月. 1990 (08. 05. 90) (ファミリーなし)	1-16
Y	JP, 7-73110, A (株式会社トキメック) 17. 3月. 1995 (17. 03. 95) (ファミリーなし)	1-16
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。		
* 引用文献のカテゴリー 「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」 先行文献ではあるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献 「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」 同一パテントファミリー文献		
国際調査を完了した日	07. 04. 98	国際調査報告の発送日 21.04.98
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 野仲 松男	5B 9293 
		電話番号 03-3581-1101 内線 3545

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
Y	JP, 5-173888, A (東京電気株式会社) 13. 7月. 1993 (13. 07. 93) (ファミリーなし)	6
Y	JP, 60-183692, A (三菱電機株式会社) 19. 9月. 1985 (19. 09. 85) (ファミリーなし)	12
A	JP, 2-5160, A (エスジェーエヌトムソン ミクロエレクトロニクス エス アー) 10. 1月. 1990 (10. 01. 90) & US, 5014312, A	1-16
A	JP, 62-226351, A (シチズン時計株式会社) 5. 10月. 1987 (05. 10. 87) (ファミリーなし)	1-16
A	JP, 60-37069, A (シチズン時計株式会社) 26. 2月. 1985 (26. 02. 85) (ファミリーなし)	1-16